

2024年3月29日

各 位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 堀 孝 子
(コード：3185 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 今 井 隆 一
(TEL. 072-761-9293)

親会社との定期建物転貸借契約及び業務委託契約締結のお知らせ

当社は、2024年3月29日開催の取締役会におきまして、親会社であるRIZAPグループ株式会社と2018年7月20日付で締結している物流倉庫に関する定期建物転貸借契約（以下「前転貸借契約」といいます）及び倉庫内物流業務を委託する内容の業務委託基本契約（以下「前業務委託契約」）の契約期間満了に伴い、定期建物転貸借契約（以下「本転貸借契約」といいます）及び業務委託基本契約（以下「本業務委託契約」）を締結する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本契約締結の理由

当社は、2018年7月20日付「親会社との定期建物転貸借契約及び業務委託契約締結のお知らせ」に記載の、前転貸借契約並びに前業務委託契約の契約期間満了に伴い、今般の物流事情を考慮し物流網全体の効率の最大化と経済合理性から検討した結果、本転貸借契約並びに本業務委託契約を締結することといたしました。

2. 本契約の内容

(1) 本転貸借契約

- | | |
|--------|---|
| ①概 要 | 親会社であるRIZAPグループ株式会社が一括して借り上げた物流倉庫用の建物の一部を当社が転借するものであります。 |
| ②相 手 方 | RIZAPグループ株式会社 |
| ③契約の種類 | 定期建物賃貸借契約 |
| ④契約締結日 | 2024年3月31日 |
| ⑤契約期間 | 2024年4月1日から2025年3月31日
(2027年3月31日まで、1年毎の自動更新)
※条件交渉により前回契約から契約期間変更 |
| ⑥転借面積 | 約1,400坪（約4,628平方メートル）
※2024年4月開始時。協議の上変更可能
※在庫減少により前回契約から転借面積縮小
※物流倉庫は従前住所と変わらず倉庫内転借面積のみ変更 |
| ⑦賃 料 | 月額坪単価3,500円（税別） |
| ⑧敷 金 | なし |

(2) 本業務委託契約

- ①概 要 本転貸借契約により借り受けた建物（倉庫）内における、庫内管理業務を、当社の親会社であるR I Z A Pグループ株式会社に対して委託するものがあります。
- ②相 手 方 R I Z A Pグループ株式会社
- ③契約締結日 2024年3月31日
- ④契約期間 2024年4月1日から2025年3月31日
(2027年3月31日まで、1年毎の自動更新)
- ⑤報 酬 庫内管理業務の項目ごとに設定された単価に基づき物量・使用量に応じて算出
※前回契約より概ね単価に変更なし

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるR I Z A Pグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2023年7月3日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、物流費の上昇を抑える対策を講じるための必要な契約であり、また、親会社が倉庫業者に一括して広範囲の賃借を受け、物流業者に一括して物流業務を委託することにより、各グループ会社が個別に契約する場合と比較して安価な契約となることを見込まれており、本契約締結については経済合理性もあると判断しております。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引における対価につきましては、前転貸借契約及び前業務委託契約における対価と比較して大きな差異がないことを確認しており、また、当社の独立役員である社外取締役3名からも下記③のとおり意見を受領しております。

また、親会社の使用人である塩田取締役、鎌谷取締役及び八島取締役は、当該意思決定等の取締役会の審議及び決議に参加しないことにより、利益相反を回避いたしております。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2024年3月29日、支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役3名（石原康成氏、古川純平氏、藤原泰輔氏）より、以下の理由から当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を頂戴しております。

その理由として、本契約を締結した場合のトータルコスト（保管料、作業量、配送費、システム、設備費用等）は前契約の条件とほぼ同等と見込まれており、当社においても当該シミュレーションを精査したところ同様の結論となっている。したがって、引き続き佐川急便からの値上げが想定されている状況では、尚更本契約を締結することによって、物流費の上昇を抑える対策を講じる必要性が認められる。

さらに、上記のとおり、親会社が倉庫業者に一括して広範囲の賃借を受け、物流業者に一

括して物流業務を委託することにより、各グループ会社が個別に契約する場合と比較して安価な契約となることが見込まれており、本契約締結については経済合理性も認められる旨の意見を頂戴しております。

さらに公正性を担保するための措置として、独立役員である社外取締役の見解を求め、また、本契約を締結した場合のトータルコストや当社が個別に契約する場合も検討の上で合理的に判断を行っていること認められ、利益相反を回避するための措置として、本契約の決定を行う取締役会決議に、支配株主である貸付人の使用人であり当社取締役である塩田徹氏、貸付人の使用人であり当社取締役である鎌谷賢之氏、及び貸付人の使用人であり当社取締役である八島隆雄は参加しないという措置も図っていることから、本件取引が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現段階におきましては、公表している業績予想の数値に影響を及ぼすものではないと判断しております。また本件の実行により、今後の業績に与える影響は軽微であると判断しております。

以上